

里帰り出産時の産後ケア利用に係る費用の助成について

浜松市外の施設で産後ケアに該当するサービスを自費で利用された方に対して、費用の一部を助成します。

■ 対象となる方

産後ケアを利用した日に、浜松市に住民票があり、
1歳未満のお母さんと赤ちゃんで、次の要件に全て該当する方

- 浜松市の産後ケア事業の申請をしている
- 浜松市外の施設で浜松市の産後ケアの支援内容に該当するサービスを受けた
- 令和6年4月1日以降に上記に該当するサービスを受けた
- ※ 指定の方法で産後ケアを利用された場合のみ助成対象となります。
詳しくは裏面をご確認ください。



■ 助成内容

- 産後ケア利用後、必要な書類を準備して助成申請をすることで、産後ケアの利用に要した費用の一部について助成します。
- 産後ケアを利用するために、利用前に申請をする必要があります。
- 助成額は産後ケア利用申請時に決定した所得区分に応じて、助成の上限額が異なります。なお、公費負担額は変更する場合がありますので、詳細はお問合せください。

■ 手続き方法

《手続き先》各こども家庭センター

《必要書類》

- 申請書（申請書は各施設に備えてあります。）
- 本人（産婦）名義の銀行口座が確認できる通帳もしくはインターネットバンキングの画面の写し
※ 原則として旧姓名義口座への振り込みはできません。
- 認印（スタンプ印を除く）
- 親子健康手帳（母子健康手帳）
- 利用した施設（医療機関や助産院）の領収書の原本
（産後ケア利用の領収書とわかるもの。お持ちの場合、明細書等もご持参ください。）
- 浜松市産後ケア事業実施結果報告書
（利用施設で記載してもらったものをご持参ください。）
- 産後ケア事業実績管理票
（浜松市の親子健康手帳（母子健康手帳）をお持ちでない方）



子育て情報サイトびっぴ

※詳細はこちらをご覧ください。

裏面があります

■ 申請期間

産後ケアを利用した日から1年以内

■ その他

助成決定後、助成金額等を文書にて通知します。

申請から、助成金の振込まで2か月程度かかります。

浜松市外の施設（医療機関や助産院）での産後ケアご利用方法

1. 産後ケアを利用予定の施設へ事前相談する

産後ケア利用申請時等に取得した以下の書類を利用予定の施設へ渡し、
通知のとおり利用施設で対応できるかどうか、利用前にご確認ください。

《利用施設に渡す書類》

- ① 浜松市産後ケア事業の実施について（お願い）
- ② 浜松市産後ケア事業実施結果報告書
（第7号様式・第7号様式の2・第7号様式の3）
- ③ 産後ケア事業実績管理票

（様式第10号または親子健康手帳（母子健康手帳）の該当ページ）

注1）必要書類がお手元に無い場合、下記へお問合せいただくか、上記 QR コード
からダウンロード可能です。

注2）利用施設で①の通知のとおり対応いただけない場合、費用助成の対象外と
なります。



子育て情報サイトぴっぴ

2. 産後ケアを利用する

利用日等は利用施設と直接調整して下さい。

3. 利用費用を支払い、利用施設から必要書類や領収書等を受け取る

利用施設から、記載された以下の書類を受け取ってください。

- 浜松市産後ケア事業実施結果報告書
- 産後ケア事業実績管理票
- 領収書、明細書

※医療保険が適用された費用は対象外です。

◇◆ 詳しくは下記へお問合せください ◆◇

【問合せ先】

中央区

- ・中央こども家庭センター 457-2835
- ・東こども家庭センター 424-0122
- ・西こども家庭センター 597-1174
- ・南こども家庭センター 425-1710

健康増進課

453-6117

浜名区

- ・浜名こども家庭センター 585-1120
- ・北こども家庭センター 523-1956

天竜区

- ・天竜こども家庭センター 925-3155